

人事院会議議事録

会議日

令和5年6月29日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官
(説明員) (公平審査局)
荒井局長、鈴木審議官、奈良間首席審理官、
工藤審理官、森事務官

議題

- 1 行政措置要求事案に関する判定
令和4年第11号事案
要求内容：勤務環境についての安全上の配慮の要求
- 2 給与審査申立事案に関する決定
令和4年第15号等併合事案
申立内容：平成26年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成27年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成27年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成28年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成28年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成29年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成29年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成30年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
平成30年12月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定
令和元年6月期の勤勉手当の成績率のより上位の成績率への決定

議事の概要

- 議題1「令和4年第11号事案」について、担当局から、申請者の勤務環境及び健康状態に関する当局の対応が、適切でないとは認められないことから、申請者の要求を棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申請者の要求を棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題2「令和4年第15号等併合事案」について、担当局から、勤勉手当の成績率の決定を更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。